

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	新地町障害者に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新地町は、障害者に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

福島県新地町長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害者に関する事務
②事務の概要	児童福祉法及び身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律などを関連法の規定に基づき、総合的な障害福祉サービスの提供を行う。 障害者に関する事務については、特定個人情報を以下のとおり取り扱う。 ①所得、課税及び扶養情報等の税情報、生活保護情報、住民基本台帳の照会 ②転出及び転入世帯の番号取得及び住民基本台帳照会 ③転入世帯の所得、扶養及び課税情報照会 ④医療保険情報の照会 ⑤年金情報の照会 特定個人ファイルは以下の事務に使用する。 ①障害者手帳交付に関する事務 ②療育手帳交付に関する事務 ③精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務 ④自立支援給付関係事務 ⑤障害者福祉サービス関係事務 ⑥障害児童通所関係事務 ⑦地域生活支援事業関係事務 ⑧特別障害者等手当関係事務 番号法の別表に基づいて、新地町は、障害者に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 障害者システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

1. 障害者手帳ファイル 2. 受給者情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項別表117の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という。）第2条の表 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、145、155の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144、145、146の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新地町総務課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地 電話 0244-62-2111 FAX 0244-62-3194
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新地町保健福祉課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地 電話 0244-62-2931 FAX 0244-62-3194
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・ 特定個人情報を含む書類は、施錠可能なキャビネットでの保管を徹底。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	障がい福祉システム端末を起動する際、ID認証の2段階認証を行っており対策は十分に行われている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康福祉課長 荒 智春	健康福祉課長 小野 和彦	事後	変更
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康福祉課長 小野 和彦	健康福祉課長 岡田 健一	事後	変更
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	②課長 岡田 健一	②課長	事後	修正
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和7年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童福祉法及び身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律などを関連法の規定に基づき、総合的な障害福祉サービスの提供を行う。 障害者に関する事務については、特定個人情報等を以下のとおり取り扱う。 ①所得、課税及び扶養情報等の税情報、生活保護情報、住民基本台帳の照会 ②転出及び転入世帯の番号取得及び住民基本台帳照会 ③転入世帯の所得、扶養及び課税情報照会 ④医療保険情報の照会 ⑤年金情報の照会 特定個人ファイルは以下の事務に使用する。 ①障害者手帳交付に関する事務 ②療育手帳交付に関する事務 ③精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務 ④自立支援給付関係事務 ⑤障害者福祉サービス関係事務 ⑥障害児童通所関係事務 ⑦地域生活支援事業関係事務 ⑧特別障害者等手当関係事務	児童福祉法及び身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律などを関連法の規定に基づき、総合的な障害福祉サービスの提供を行う。 障害者に関する事務については、特定個人情報等を以下のとおり取り扱う。 ①所得、課税及び扶養情報等の税情報、生活保護情報、住民基本台帳の照会 ②転出及び転入世帯の番号取得及び住民基本台帳照会 ③転入世帯の所得、扶養及び課税情報照会 ④医療保険情報の照会 ⑤年金情報の照会 特定個人ファイルは以下の事務に使用する。 ①障害者手帳交付に関する事務 ②療育手帳交付に関する事務 ③精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務 ④自立支援給付関係事務 ⑤障害者福祉サービス関係事務 ⑥障害児童通所関係事務 ⑦地域生活支援事業関係事務 ⑧特別障害者等手当関係事務 番号法の別表に基づいて、新地町は、障害者に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一 56の項	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項別表117の項	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二【情報提供】15、26、56-2、57、87 の項 【情報照会】9、10、11、20、53、108、109、110、116 の項	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という。)第2条の表 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の第8,11,16,20,26,56の2,53,57,87,108,109,116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7,10,12,14,19,27,30,31,44,55,55の2,59の2条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の第108,109,110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55,55の2,55の3条	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和7年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉課	保健福祉課	事前	変更
令和7年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ連絡先	健康福祉課	保健福祉課	事前	変更
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和5年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和5年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	集計日の更新